

令和 8 年度
松本市農業施策に関する意見書

令和 8 年 1 0 月 2 日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市農業委員会

会長 田 中 悦 郎

はじめに

農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、農業を支える担い手の確保が大きな課題となっています。さらに、近年は、高温、干ばつ、豪雨などが農業生産に影響を及ぼすとともに、農業資材や燃料等の価格上昇が農業経営を圧迫しています。農業者が将来にわたって安心して営農を続けるためには、農業生産基盤の維持、担い手の確保・定着、安定した農業経営の継続など、さまざまな面から農業を支えていくことが求められています。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作されない農地の増加が懸念されるとともに、担い手の確保・定着が課題となっています。また、農業用水路等の老朽化に加え、降雪量や降雨状況の変化などにより、農業用水の安定確保や水利施設の維持管理も課題となっています。こうした課題に対応し、本市農業を将来にわたり維持していくためには、担い手が安心して就農・営農できる環境や安定した農業経営を支える仕組みを整えるとともに、市、ＪＡ、農業委員会等の関係者が連携し、地域農業の課題解決に取り組んでいくことが必要です。

このたび、これまでの委員会活動を通じて得られた経験を踏まえ、本市の農業振興と農地利用最適化を推進するため、農業委員会等に関する法律第３８条の規定に基づき、農業施策の改善について意見書を提出します。後日、貴職との懇談会において議論を深め、本市における農業振興と農地利用最適化の実現に向けてできることを共に考えたいと思います。

目 次

【項目 1】 農業用水の安定確保と水利施設の持続的な維持管理に向けた支援について	1
【項目 2】 担い手の確保・育成に向けた住居確保支援について	4
【項目 3】 収入保険制度の支援の充実について	6
【項目 4】 松本市における農業支援体制の構築について	8

【項目 1】

農業用水の安定確保と水利施設の持続的な維持管理に向けた支援について

現状と課題

1 土地改良事業費への支援

農業用水路やため池等は、本市農業を支える重要な生産基盤ですが、整備から相当年数が経過し、老朽化による改修や更新が必要な箇所が増えています。

市では、令和 6 年度から「農業用施設長寿命化事業」により、一定の条件を満たす施設改修について補助率を 70%又は 80%に引き上げ、地元負担の軽減に取り組んでいます。一方で、同事業は総事業費 200 万円未満であることが採択基準とされていますが、近年の物価高騰により資材費・人件費等が上昇しており、従来であれば上限額内で対応できた工事であっても、現在では同程度の内容を上限額内で実施することが難しくなっています。

令和 8 年 6 月定例会においても、市単独事業について、人件費・資材費の上昇を踏まえ、事業費上限額を含めた見直しを検討する旨の答弁があったところです。農業委員会としても、地域における水路等の改修の実情を踏まえた見直しが必要であると考えています。

2 水利施設の維持管理と土地改良区の体制強化に向けた支援

土地改良区では、役員の高齢化等により、組織運営や施設の維持管理に支障が生じることが懸念されます。特に、規模の小さい土地改良区や財政基盤の弱い土地改良区では、事務局体制や事業実施体制の面から、単独で施設の維持管理や国・県補助事業への対応を進めることが難しい場合があります。

このため、土地改良区の再編整備等により、事務局体制や事業実施体制を強化し、施設の維持管理や国・県の事業活用につなげていくことが期待されます。

一方、土地改良区を取り巻く状況は、水系や規模、財政状況、これまでの経過等によって異なることから、体制強化の方向性については、それぞれの土地改良区の状況に応じて検討していく必要があります。

また、令和7年4月の土地改良法の改正により、土地改良施設の保全について、土地改良区や市町村など地域の関係者が連携して取り組むことができるよう、連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）を策定できる仕組みが位置付けられました。水土里ビジョンは、農業生産基盤の保全や土地改良区の運営基盤の強化についても策定できるものです。

水利施設の維持管理や更新、土地改良区の体制強化等の課題について、農業者、土地改良区、農業委員会、市等の関係者が現状や課題を共有し、意見交換を行い、土地改良区が今後の対応の方向性を検討していくための環境を整える必要があります。

3 東山部における農業用水の確保と有効活用

東山部では、大規模な貯水機能が少なく、降雨や降雪の状況により農業用水の確保が不安定になりやすい地域があります。例えば、入山辺・里山辺地区などの地域においては、圃場周辺で必要な農業用水を十分に確保できず、農業者が別の場所から水を運搬して散水するなど、営農上の負担が生じている状況もあります。

近年は、降雪量の減少や降雨状況の変化により、将来的な農業用水の確保に対する不安が高まっています。東山部の農業を将来にわたり維持していくためには、既存のため池・水路等の維持管理に加え、農業用水の確保と有効活用に向けて、市が県、土地改良区及び地域との連携・調整に関わり、対応の方向性を関係者とともに検討していく必要があります。

意 見

以上のことから、農業用水の安定確保と水利施設の持続的な維持管理に向けて、次の事項を提案します。

1 土地改良事業費への支援

市単独事業である「農業用施設長寿命化事業」について、人件費や資材費の上昇を踏まえ、必要な水路等の改修と地元負担の軽減につながるよう、事業費上限額を含めた見直し及びそれに対応するために必要な予算の確保を検討すること。

2 水利施設の維持管理と土地改良区の体制強化に向けた支援

市は、農業者、土地改良区、農業委員会等が、水利施設の維持管理や更新、土地改良区の体制強化等に関する現状や課題を共有し、意見交換を行う場を設けるなど、土地改良区が今後の対応の方向性を検討していくことができるよう支援すること。

3 東山部における農業用水の確保と有効活用

東山部における農業用水の確保については、将来の営農継続に関わる重要な課題であることから、市が、県、土地改良区、地域及び関係機関と現状や課題を共有し、農業用水の確保と有効活用に向けた対応の方向性を検討する場を設けること。

【項目 2】

担い手の確保・育成に向けた住居確保支援について

現状・課題

農業者の高齢化や後継者不足が進む中、本市農業を将来にわたり維持していくためには、新規就農者を確保・育成し、安心して就農できる環境を整えることが重要です。

新規就農者や農業研修生が就農に向けて準備を進めるためには、農地、栽培技術の指導者、農機具等に加え、住居の確保が課題となります。特に、市外からの就農希望者や農業研修生にとっては、就農を希望する地域で住居を確保できることが、その地域で農業を始めるきっかけにもなります。

市では、令和6年度から新規就農者住宅支援事業により、農業研修生や認定新規就農者等を対象に家賃補助等を行い、新規就農者等の住居確保に向けた支援に取り組んでいます。

一方で、新規就農者や農業研修生が就農当初から住宅を購入することは難しい場合が多く、希望する地域で借りられる住居を確保できるかが課題となります。地域には空き家が存在していても、所有者が貸し出しを希望しないものや、売却を希望するものもあり、新規就農者等が実際に借りられる住居を確保することは容易ではありません。

また、農業用倉庫、資材置場、作業スペース等が付属した住宅を含め、貸し出し可能な空き家等の情報を整理するとともに、市営住宅や教員住宅等の活用可能性を検討するなど、新規就農者や農業研修生が希望する地域で住居を確保しやすくする仕組みづくりが課題です。

意 見

以上のことから、担い手の確保・育成に向けた住居確保支援について次の事項を提案します。

新規就農者や農業研修生は、就農当初から住宅を購入することが難しい場合が多いことから、希望する地域で住居を確保しやすくなるよう、市が住居確保に向けた取組みに関わり、貸し出し可能な空き家等を借りやすくする仕組みを検討すること。あわせて、市営住宅、教員住宅等の活用可能性についても検討すること。

【項目 3】

収入保険制度の支援の充実について

現状・課題

収入保険制度は、農業者の努力では避けることが難しい自然災害や農作物の価格低下など、農業経営上の様々なリスクに備えるためのセーフティネットとして重要な制度です。

近年は、気候変動等を背景として、凍霜害、高温、干ばつ、豪雨など、農業経営に影響を及ぼす自然災害や異常気象のリスクが高まっています。松本地域においても、令和8年4月に凍霜害が発生し、農作物の生育や収量に影響が生じるなど、農業者の経営安定を図る上で、収入保険制度への加入の重要性が高まっています。

農業委員会では、令和2年にも、担い手の農業経営安定化を支えるため、収入保険の支援制度の整備を提案しています。市では、農業者の収入保険への加入を支援するため、令和3年度から支援制度を創設し、加入から5年間を支援期間として、掛け捨て部分について1年目は8割、2年目から5年目までは3割を支援することで、加入開始時の負担軽減と加入促進を図っています。

一方で、農業資材価格等の高騰により農業経営が逼迫する中、支援期間の終了後に保険料負担が増加することで、収入保険への加入継続が難しくなることも懸念されます。自然災害や異常気象、価格低下等のリスクが高まる中、農業者がこうしたリスクに継続して備え、安定した農業経営を続けていくためには、収入保険への継続加入を支えることが重要です。

意 見

以上のことから、収入保険制度の支援の充実について、次の事項を提案します。

収入保険については、自然災害や異常気象、価格低下等のリスクに備えるとともに、農業資材価格等の高騰により農業経営が逼迫する状況においても、農業者が保険料の負担増を理由に収入保険への加入を継続できなくなることをしないよう、掛け捨て部分に対する支援期間の延長について検討すること。

【項目 4】

松本市における農業支援体制の構築について

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、遊休農地の発生防止・解消を図り、大切な農地を次世代に引き継ぐためには、担い手への農地の集積・集約を進めることが重要です。そのためには、農地の出し手と受け手をつなぐ農地マッチングの取組みを充実させる必要があります。

市では、地域計画に関するアンケートを実施しており、今後、その結果を基に地域での話し合いを進めていく予定です。農業委員会としても、地域での話し合いに積極的に参加していくこととしており、地域計画の実現に向けて、農地の集積・集約の取組みにつなげていくことが重要です。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域において農地の相談対応や利用調整に関わっていますが、個々の農地や相談への対応が中心であり、地区全体で農地の集積・集約につなげるための調整を行うことは容易ではありません。また、農地パトロール等で把握できる情報には限りがあり、農地の出し手と受け手に関する情報を継続的に整理し、マッチングにつなげていく仕組みが課題となっています。

また、J Aは、地域の農業者にとって身近な相談先であり、営農指導等を通じて農家や農地の状況を把握しやすい立場にあることから、これまで農地のマッチングについてもJ Aの協力により対応されてきた面があります。しかし、農地のマッチングはJ Aの本来業務として明確に位置付けられているものではなく、担当者や支所によって対応に差がある状況も見受けられます。今後も現在の取組みが継続されとは限らず、農地のマッチングを安定的に進める体制づくりが課題となっています。

このため、大切な農地を次世代に引き継いでいくためには、市、J A、農業委員会等が連携し、農地のマッチングを継続的・組織的に進める体制が必要です。また、農地のマッチングに限らず、地域農業の振興に関わる取組みも含め、農業支援を継続的に実施していくための体制について検討する必要があります。

意 見

以上のことから、松本市における農業支援体制の構築について、次の事項を提案します。

本市の農業を将来にわたり維持していくため、市、ＪＡ、農業委員会等が連携し、農業支援を継続的・組織的に実施していく体制の構築について検討すること。

そのため、まずは市、ＪＡ、農業委員会等が、農地のマッチングをはじめとした本市農業の課題や今後の農業支援のあり方について協議する場を設けること。